

一般質問(5)、決議、委員会の審査から

新教育長 教育論語る

小峰 和美(みらい)

【質問】 教育長はどのような子どもを育てたいか。子どもの成長に何が必要か。どのように子どもを育ててきたか。

【答弁】 自立した子ども・大人を育てたい。子どもの成長には大人の愛情が必要だ。校歌を大きな声で歌える子どもにしたい。そして、ひとりぼっちをつくらない。これが私の教育論だ。

【質問】 初めての出産・子育てから鬱状態になり、児童虐待を招く場合がある。

【答弁】 新規相談では、7割以上が児童虐待を含む保護者の養護に関する相談であり、そのうち約3割に精神面での課題がある。状態に

応じた支援を行っていく。

【質問】 100m未満の小規模公園が61カ所ある。これでも公園か。

【答弁】 小規模公園の有効活用について検討する。

【質問】 危険運転を行う自動車に対する利用マナー向上のための取り組みは。

【答弁】 啓発活動を通してマナー向上に努めていく。

【意見】 市役所職員へのアンケート調査の結果、パワハラが137人、セクハラが24人だった。相談窓口を知っているが相談しにくい、なかなか言えない声に向けて職場改善に努力せよ。服務規律違反だ。

公民館は人づくりの中核施設 分室化を見直し6館充実運営を!

納田 さおり(無所属)

【質問】 ひばりが丘公民館分室化による職員負担増大!是正を

【質問】 分室化により中間管理職の業務が多忙となり、支障が出ている。地域コミュニティの核を担う重要な施設の体制として問題。分室化は見直すべきである。

【答弁】 業務の見直し、効率化、職員配置を検討する。

【質問】 セクハラ対策を強化せよ!

【答弁】 24人の一般職がセクハラや言動や行為を受けたと答えている。女性管理職の相談組織等に対応強化を。伊バシーに配慮し気軽に相談できる体制の整備を図る。

【質問】 子ども条例に虐待対応を! 骨抜きの内容

【答弁】 骨抜きの内容を。耐火性防火貯水槽の設置を進め9割の地域で充足、消防署と消防団は密接不可分の連携関係にあり消防技術の向上に努めている。

北朝鮮が繰り返し核実験を行うことに抗議する決議

去る9月3日、北朝鮮は、6度目となる核実験を実施した。昨年9月9日に5度目の核実験を実施し、世界中から非難されてから1年も経過しないうちの暴挙である。今回の爆発の規模は過去最大で、出力は広島に投下された原爆の数倍にも及ぶとされている。

また、北朝鮮は昨年来、合計30発以上の弾道ミサイルを発射している。今年7月には米本土に届くICBM級のミサイルを、8月には日本上空を通過する中距離ミサイルを発射した。来春ごろには、米国内に届く核ミサイルが完成すると言われている。

あつてはならないことであるが、残念なことに、軍事衝突を起しかねない危険が強まっている。西東京市は、平成14(2002)年に非核・平和都市宣言を行い、核兵器だけでなく、地球上から戦争をなくすことを宣言している。

西東京市民の願いを踏みにじり、国連安保理決議をほごにする北朝鮮の暴挙は、断じて許すわけにはいかない。西東京市議会は、北朝鮮が繰り返し核実験を行うことに断固抗議する。

あわせて、日本政府に対し、国際社会及び国連をはじめとする国際機関と緊密に連携し、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、冷静かつ毅然たる態度で必要な措置を講じ、平和を守り抜くことを強く求める。以上、決議する。

平成29年9月7日

西東京市議会



意見書・決議とは

【意見書】 議会は当該地方公共団体の公益に関する事件について、国会または関係行政庁に意見書を提出することができる(地方自治法第99条)とされています。公益に関する事件とは、公益性があると認められる限り非常に広い意味で用いられており、特段の制限はありません(ただし、外交に関わる内容については疑問視されています)。

【決議】 意見書と同様に議会の意思を表明する行為で、決議の多くは法的な効果はありません。

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「市税条例の一部を改正する条例」

【説明】 地方税法等の一部改正に伴い、総務省の条例(例)に基づき、条例の一部を改正するもの。主な改正は、(1)個人市民税①控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備、(2)住宅借入金等特別控除の適用期間の延長、(3)優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長、(4)固定資産税①地域決定型地方税制特別措置による固定資産税・都市計画税の課税標準の特例、(5)災害に関する固定資産税・都市計画税の軽減措置、(3)軽自動車税グリーン化特例(軽課)の延長。

【主な質疑】 改正による影響額は。 答 住宅借入金等特別控除は、市民税の影響額が約1億5,500万円。優良住宅は約176万円。グリーン化の特例は約160万円のそれぞれ減収である。

【質問】 合計所得金額が1千万円を超える納税義務者は配偶者控除等の適用がなくなるが、年収相当額は。 答 所得1千万円を収入で言うと、給与収入のみの場合、約1,220万円である。

【質問】 配偶者控除がなくなる影響額と、配偶者特別控除の影響額は。また、全体のプラス・マイナスは。 答 配偶者控除の影響額は約9千万円の増収を見込んでいる。配偶者特別控除は約1億2千万円の減収になるため、プラス・マイナス約3千万円の減収と試算している。

文教厚生委員会

「スポーツ施設条例の一部を改正する条例」

【説明】 東町テニスコート(東町6丁目)について、所有者から敷地の返還の申し入れがあったことから、条例の規定等を整備するもの。

【主な質疑】 平成6年から23年間、所有者から土地を借りていたとのことだが、固定資産税等を免除し、無料で借りていたのか。 答 固定資産税と都市計画税を減免していた。

【質問】 市が購入するという選択肢はなかったのか。 答 今回の東町については、所有者から売却をする意思はないと聞いている。市では購入する意思はない。

【質問】 土地の賃貸契約は何年でやっているのか。 答 10年であるが、やむを得ないと認められる重要事態が生じたときは、契約期間中の契約解除ができる。

【質問】 コートの利用は団体登録だが、登録団体数は。 答 27年度は386団体、28年度は408団体、このほかに個人登録が27年度は46人、28年度は36人である。

建設環境委員会

「西東京市の空き家対策に関する陳情」

【趣旨】 平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、強制力を伴う措置が可能となった。市としても空き家の実態を早急に精査し、空き家対策条例を速やかに施行することを求めるもの。

【市からの意見】 市では現在、市内全域を対象とした空き家の全棟調査を実施し、実態把握を行っている。条例の制定は、空き家の調査結果を踏まえ検討したいと考えており、現時点での早期の条例制定は難しいものと考えている。

【主な質疑】 空き家の全棟調査結果をどのように活用するのか。 答 所有者の特定が終わっているところから順に、空き家の利活用等を含めた意向調査を実施する。

【質問】 条例の必要性をどのように考えているのか。 答 空き家等に切迫した危険があり、かつ、所有者等が速やかに当該危険を回避することができない場合、市あるいは市が委託した業者等が必要最低限の措置を講ずることができ、これを定めた条例が必要であると考えている。

【結果】 「既に市では実態調査を進めているが、来年度以降において願意に沿うよう努力されたい」との意見を付し、趣旨採択